

議案第56号

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び地域再生法（平成17年法律第24号）における施設等に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の規定等について、所要の改正を行う必要があるため提案する。

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「課税免除」の次に「及び不均一課税」を加える。

第2条第3号中「もの」を「地域」に改め、同条に次の5号を加える。

- (4) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (5) 促進区域対象施設 地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設をいう。
- (6) 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域をいう。
- (7) 地方活力向上地域特別償却設備 地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のものをいう。
- (8) 青色申告者等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は同法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同法第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同法第12号の7に規定する連結子法人をいう。

第3条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に、「「対象施設」」を「「特定民間観光関連施設」」に、「者」を「青色申告者等」に、「当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地」を「沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地」に、「免除することができる。」を「免除する。」に改める。

第4条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。」を「沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。」に改め、同条各号を削る。

第5条中「条例」を「条」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後にお

いて取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。」を「沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。」に改め、同項各号を削る。

第9条を第11条とする。

第8条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第1項各号列記以外の部分中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同項第2号中「第3条、第4条及び第5条」を「第3条から第7条」に改め、同条第2項中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条を第10条とする。

第7条中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第1号中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し及び同条第1項中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第2項中「免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（促進区域における課税免除）

第6条 町長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和3年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業

者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

（地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税）

第7条 町長は、地方活力向上地域において、地域再生法第5条第18項の規定により同条第15項の認定を受けた地域再生計画が公示された日（以下この条において「公示日」という。）から令和2年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した青色申告者等について、当該地方活力向上地域特別償却設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者には課税免除を、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者には次に掲げる表に定める税率により課税するものとする。

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

附 則

この条例は、公布の日から施行する。